別紙様式第２号（規格Ａ４）（法第４条、登録規則第２条）

誓　約　書（Ａ）

　砂利採取法（昭和４３年法律第７４号）第６条第１項第１号から第５号まで及び第７号に掲げる登録拒否事項に該当しないことを誓約します。

　　年　　　月　　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 登録申請者 | 企業名 |  |
| 住　所 |  |
|  | 　　印 |

　群馬県知事　　　　　　　　　あて

　※砂利採取法第６条第１項

 　第１号　この法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

 　　第２号　第１２条第１項の規定により登録取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

 　　第３号　第３条の登録を受けた者（以下「砂利採取業者」という。）であって法人であるものが第１２条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前３０日以内にその砂利採取業者の業務を行う役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの

 　　第４号　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

 　　第５号　法人であって、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

 　　第７号　暴力団員等がその事業活動を支配する者